

気になる言葉⑧ 教員免許更新制度

佐々木 隆

一 教員免許更新講習制度の導入

平成二〇年四月一日（二十文科初第六九号）付の「教員免許更新制の実施に係る関係省令等の整備について」（通知）が文部科学事務次官の錢谷眞美氏より関係機関や関係機関長に発信された。重要なところは「教育職員免許法施行規則」（以下「施行規則」という。）の改正、「免許更新講習規則」（以下「更新講習規則」という。）が平成二十年三月三十一日に公布され、平成二十一年四月一日より施行された。これにより、正式に夏期休暇期間を中心に行各大学等では教員免許更新講習が実施された。なお、平成二十一年度から発行される教員免許状にはすべて十年の期間が記載されることとなつた。

二 教員免許講習を実際に担当して

更新講習については施行期間等やバブリック・コメントを見ても、いろいろな課題を抱えていることは周知の通りであるが、法として定められた以上、教員養成を行っている教育機関は積極に取り組むよう、文部科学省の説明会でも強い要請があつた。

平成二十一年八月に私自身も実際に教員免許更新

講習を担当した。担当講座は選択講座「英語指導の専門性の向上」中の分野「英米文学」である。講習

三十時間のうち選択科目の位置付けで一時間三十分を担当した。

教員免許更新講習の目的が最新の研究状況、教授

三 新政権に変わつて

法などを現場の教員に講習することが大きな目的であるが、講習講師自身も教員の十年講習の内容を十分に把握できていないことや、受講者も初めてことで、両者が手探り状態で始まつた。担当者としては次の点を念頭に入れ講習に当たつた。

一 英米文学作品を中学生・高校生段階で利用することを念頭に入れた、英米文学史の振り返り

と名文・名台詞の紹介

二 英米文学の最近の映画化（DVD）の紹介

三 オバマ大統領に代表されるアメリカ大統領演

説集の資料紹介（展示）

四 英語になつた日本のマンガの紹介（展示）

四点を意識して、パワーポイントを利用しながら紹介等を行なつた。

教員免許更新制は二十一年度で廃止 新制度移行へ十月十四日二十二時二十分配信『産経新聞』には

次のように発表された。

教員の質の向上を目的に今年四月に導入された教員免許更新制について、文部科学省の鈴木寛副大臣は十四日、早ければ平成二十一年度を最後に廃止し、二十三年度から現役教員が教職大学院で学び「専門免許状」を取得する新しい研修制度へ移行する考えを示した。免許更新制は導入からわずか二年で廃止される公算が大きい。

更新制の廃止は、同制度が「教育現場の負担になる」と批判してきた日教組の主張にも沿う政策。大学での教員養成課程も大学院三年を義務化し、六年制に延長する方針で、専門免許状取得のためのカリキュラムなどとともに、来年度中に制度の詳細を決める。

更新制は教員に十年ごとの免許更新を義務づけ、対象者は大学などで計三十時間以上の講習を受講。不合格が続ければ免許が失効する。

鈴木副大臣は同日開かれた政策会議後の会見で

「講習の目的が不適格教員の排除か、教育力の向上なのか趣旨が不明確だ」と更新制を批判。来年度は教員研修の趣旨を明確にした上で更新制を継続し、再来年度から新制度に移行した場合でも「受講実績を専門免許状の取得の際に単位換算するなど、配慮を行う」と表明した。(一)

まとめ

二〇〇五年十月、教員免許の更新制度についての答申が発表されたが、これを実現させるためには、免許状を発行している各都道府県の教育委員会がどのように推し進めていくのかが大きな鍵を握ることになると思っていたが、実際のところ大学への依存に終始した格好だ。私も職務上、教員免許状を扱っているが、地元の教育委員会から連絡があつたのは、大学で教員免許の更新講習会を開催するかどうか、どのくらいの人数を受け入れるのかといった問

い合わせで、当事者意識がないといった感じだ。結局は更新講習を開催した大学は夏休みを返上して、この業務にあたつたということだ。平成二十一年はこの更新講習は継続されるようだが、もし、二十二年度に廃止ということになれば、平成二十一年度・二十二年度の免許取得者の扱いは今後どうなるのか、心配である。学生を送り出す側として説明のできない事態となり、ただ、ニュースや文部科学省のホームページを「見下さい」という告知しかできないような気もする。

注

(一) <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20091014-00000626-sanssoc>